

## 重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

### 1 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人志木市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 中村 勝義
所在地	〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号
電話番号	048-485-1177
法人設立年月日	昭和54年2月19日

### 2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人志木市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
介護保険指定番号	1172200014
事業所の所在地	埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号 東館
電話番号	048-471-9717
開設年月	平成12年4月1日

### 3 事業実施地域

志木市内全域

### 4 事業所の方針、営業時間、職員体制、居宅介護支援内容、介護支援専門員

#### (1) 運営の方針

住み慣れた地域で安心して暮らせるように、利用者の意向を尊重し介護保険対象サービスとその他のサービスを組み合わせた居宅サービス計画を作成し、在宅介護を支援します。

#### (2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝休日、12月29日から1月3日を除く）
営業時間	8:30~17:15

※営業時間外の緊急時は、24時間携帯電話(090-5302-6548)に転送されます。

#### (3) 職員体制

	常勤
管理者（主任介護支援専門員）	1人
介護支援専門員	3人以上

#### (4) 居宅介護支援内容

- ①利用者状況の把握
- ②居宅サービス事業者との連絡調整
- ③居宅サービス計画書、介護予防サービス・支援計画書の作成
- ④定期的に訪問し、サービス利用状況や身体状況の確認と評価を実施
- ⑤計画書の変更
- ⑥給付管理

⑦要介護認定申請に対する協力、援助

⑧介護保険施設入所への支援

#### (5) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

①事業所は、サービス事業所等からの情報提供を受けた時、必要と認める時は、利用者の服薬状況や口腔機能等心身又は生活状況について、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に情報提供します。

②事業所は、居宅介護支援の提供開始に際し、利用者又はその家族に対し、利用者について医療機関に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関に伝えるように求めることができます。

③事業所は、利用者が医療系サービスを希望している場合は、主治の医師又は歯科医師の意見を求め、その医師に当該居宅サービス計画を交付します。

④事業所は、居宅介護支援の提供にあたり、利用者より複数事業所の紹介と選定理由を求められた際に、説明を行います。

⑤事業所は、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と、各サービスの、同一事業者によって提供された割合を説明し、理解を得るよう努めます。

#### (6) 介護支援専門員

①事業所が介護支援専門員を交代する場合は、事前に了解をいただきます。

②利用者は介護支援専門員の変更を申し出ることができます。

### 5 利用料金

#### (1) 利用料

居宅介護支援に関する利用料金について、介護保険から利用料金に相当する給付を受領する場合（法廷代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、介護給付体系に基づくサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

#### A 基本料金（居宅介護支援費 I）

要介護度	金額
要介護1・2	11,772円
要介護3・4・5	15,295円

#### B 加算 要件を満たす場合には基本料金に以下の料金が加算されます

（地域区分別1単位の単価 4級地 10.84円）

加算の種類	要件	金額
初回加算	新規に居宅サービス計画書を作成	3,252円
入院時情報連携加算	入院時医療機関へ情報提供した場合	2,710円（入院当日） 2,168円（3日以内）
退院退所加算	退院退所時医療機関との連携により居宅サービス計画書を作成	4,878円・6,504円 8,130円・9,756円 （連携回数1から3回による）
通院時情報連携加算	受診に同席し、医師等からの情報提供をもとにケアプランを作成	542円

緊急時等居宅カンファレンス加算	医療関係者等と訪問し実施後適切に対応	2,168円
ターミナルケアマネジメント加算	終末期の利用者情報を医師やサービス事業所と共有し支援する	4,336円
特定事業所加算Ⅱ	主任介護支援専門員1人以上、24時間連絡体制の確保等	4,563円

## (2) 交通費

指定居宅介護支援の提供に要した交通費は、無料とします。

## 6 虐待の防止について

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し年に1回及び必要時に開催しています。
- (2) 虐待防止対策の指針を整備し職員へ周知しています。
- (3) 定期的な研修を実施し職員の質の向上を図っています。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するため担当者を設置しています。

## 7 秘密の保持

### (1) 職員の秘密保持

職員に業務上知り得た利用者またはご家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

### (2) 関係者との共有

利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。またご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族の個人情報を用いません。

### (3) 法令遵守

利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 8 事故発生時の対応

居宅介護支援中に事故が発生した場合は、利用者のご家族及び市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償いたします。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社

保険名：社協の保険

## 9 サービス・契約の終了

次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解約することができます。

### (1) 背信行為

利用者又はその家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為や、社会通念を逸脱すると思われる苦情などにより改善の見込みがなく、当事業所及び介護支援専門員の業務遂行に支障が出ていると判断した場合。

### (2) ハラスメント行為

利用者又はその家族が事業者及び介護支援専門員に対して以下の行為があり改善の見込

みがない場合。

- 身体的暴力（たたく、物を投げるなど身体的に危害を及ぼす行為）
- 精神的暴力（威圧的態度で文句を言う、理不尽なサービスを要求するなど、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ハラスメント（必要もなく手や腕などをさわる、卑猥な言動を繰り返すなど、性的な誘い掛けやいやがらせ、好意的態度の要求等）

## 10 苦情相談

### (1) 苦情の受付

居宅介護支援に対する苦情やご意見、居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画に基づき提供しているサービスに関するご相談、苦情等を承ります。

お客様相談係〈苦情受付窓口〉 居宅介護支援事業所 山本 真弓	電話 048-471-9717 (月曜日～金曜日 8:30～17:15)
苦情解決責任者 長寿えがお課 二渡 睦美	

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

当事業所以外に、县市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

志木市福祉部長寿応援課 (平日、8:30～17:15)	048-473-1348
埼玉県国民健康保険団体連合会 (平日 8:30～12:00 13:00～17:00)	048-824-2568
埼玉県社会福祉協議会運営適正化 委員会 (平日 9:00～16:00)	048-822-1243

### (3) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員の連絡先は、当事業所にご連絡ください。

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

<説明者> 事業所名 社会福祉法人志木市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
職名 介護支援専門員  
氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

<利用者> 住所  
氏名

<代理人> 住所  
氏名